

## ボランティアグループ育成・助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内で地域住民によるボランティア活動を実施するグループの、ボランティア活動にかかる経費の負担軽減とボランティアの推進を目的に必要な事項を定める。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

### (助成対象事業)

第3条 この助成事業における対象は、朝来市ボランティア市民活動センターに登録し、市内でボランティア活動を行うグループとする。

2 助成対象とする事業は、以下の条件を満たす活動とする。

- (1) ボランティア養成・育成講座を毎年1回以上受講するグループであること
- (2) 地域内でボランティアを必要とする情報が本会に入った場合、活動の相談又は要請ができること
- 3 この助成金は交付を受けた初年度から通算15年を経過したグループは助成の対象外となる。ただし、要綱改正を行った令和7年4月1日を初年度とする。

### (助成金の交付額)

第4条 助成額は、次の通りに定める額とし予算の範囲内で助成する。

(1) 当該年度の活動実績回数に応じて次の通り交付する。

ア	12回以上	36,000円を上限
イ	8回から11回	24,000円を上限
ウ	4回から7回	12,000円を上限
エ	1回から3回	1回毎に3,000円を上限

(2) 年度途中での申請にあつては、申請日以降の活動実績回数による上限額に応じて月割計算のもと助成額を決定する。ただし、当該年度の申請日までその他の社協活動助成実績がある場合はその助成額を差し引いた額とする。

### (助成対象経費及び助成対象外経費)

第5条 この助成事業における助成対象経費及び助成対象外経費は、経費一覧表（共通別表1）に定める通りとする。

（助成対象期間）

第6条 この助成事業における対象期間は、当該年度の4月から3月までとする。

（助成申請及び結果の通知）

第7条 助成金の交付を受けようとするグループは、第3条で規定した事業を実施する前にボランティアグループ育成・助成事業申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し本会に提出するものとする。

2 本会は、申請書を精査したうえで、速やかに助成の可否について決定し、助成事業決定通知書（共通様式第1号）により申請グループに通知するものとする。

（報告書の提出）

第8条 助成金の交付決定を受けたグループは、申請活動が終了した時点で、速やかにボランティアグループ育成・助成事業報告書（様式第2号）（以下「報告書」という。）を本会へ提出しなければならない。ただし、提出期限は当該年度の2月末までとする。

（助成金の交付）

第9条 この助成事業の交付については、次の通りとする。

（1）第4条1項アイウの場合

本会は助成交付決定後、全額をグループへ交付する。

（2）第4条1項エの場合

本会は助成交付決定後、提出された報告書を精査し、決定の都度交付する

2 助成金は振込にて指定口座へ助成金を交付する。

（活動の変更または取下げ、及び交付決定の取り消し）

第10条 申請グループが活動を進めるうえでの変更または取下げが必要な場合には、申請グループは助成事業（変更・取下げ）届（共通様式第2号）を本会に提出しなければならない。

2 助成事業（変更・取下げ）届（共通様式第2号）の提出があった場合には、本会は審査のうえ速やかに助成事業（変更・取下げ・取消）決定通知書（共

通様式第3号)を申請グループに通知する。

- 3 本会は、申請グループが次の各号に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。その際には、助成事業(変更・取下げ・取消)決定通知書(共通様式第3号)を申請グループに通知する。
- (1) 事前の連絡もなく、計画と別の形で事業を進めたとき
  - (2) 虚偽、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
  - (3) 活動実績が計画に満たなかったとき

#### (助成金の返還)

第11条 本会の会長は、前第10条3項に規定する取り消しを行った場合、助成金の全額または一部の返還を求めることができる。

#### (補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、本会の会長が定める。

#### 附則

1. この規程は、平成19年8月1日から施行する。
1. この規程は、平成23年5月1日から施行する。
1. この規程は、平成25年8月1日から施行する。
1. この規程は、平成27年12月1日から施行する。
1. この規程は、平成28年3月15日から施行する。
1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。
1. この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
1. この要綱は、令和7年4月1日から施行する。